

1 条例・規則・要綱等

(1) あわらし防災会議条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、あわらし防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) あわらし市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福井県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福井県警の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 教育長
 - (6) 嶺北消防組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員並びに公共的施設の管理者及び公益的事業を営む法人の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福井県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験ある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に第 3 条第 5 項の規定により委嘱され、又は任命される委員の任期は、同条第 7 項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成 26 年 6 月 30 日までの間に、第 1 条の規定による改正後のあわら市防災会議条例(以下「新防災会議条例」という。)第 3 条第 5 項第 8 号の規定により委嘱された委員の任期は、新防災会議条例第 3 条第 7 項本文の規定にかかわらず、委嘱された日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。

(2) あわら市災害対策本部条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、あわら市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(3) あわら市災害対策本部運営要綱

令和6年4月1日伺い定め

(目的)

第1条 この要綱は、あわら市災害対策本部条例（平成16年あわら市条例第13号）第5条の規定に基づき、あわら市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害対策本部の設置)

第2条 本部は、201会議室、301会議室及び正庁に設置する。

2 本部長は、本部を設置したときは、あわら市災害対策本部の標示を本部入口及び市役所正面入口に掲出するものとする。

(組織及び事務分掌)

第3条 本部の班の名称及び班長並びに分掌事務は、別表のとおりとする。

2 所属班員をもって災害応急対策の実施に対処できないときは、同一部内にあつては部長の定めるところにより、部を超える場合（別に定める場合を除く。）にあつては関係する部長間において協議するところにより、所属班員を異動することができる。

(事務局)

第4条 本部に関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員及び書記を置く。

(1) 事務局長は、総課課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

(2) 事務局員は、総務課の職員のうち事務局長が指名した職員をもって充て、事務局長の指揮を受けて事務に従事する。

(3) 書記は、事務局員をもって充て、本部活動全般の記録を担当する。

3 事務局の分掌事務は、別表のとおりとする。

4 書記は、記録に当たっては、複数名による業務分担、各報告部署作成の資料の流用等により効率的に行い、及び将来に資する資料として検索の容易性に着意した有用なものとなるように努めるものとする。

(防災関係機関会議)

第5条 本部長は、災害の規模と実情に対応した災害応急対策の統一的推進を図るため、必要に応じて本部及び防災関係機関（県並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第4号の指定地方行政機関、同条第5号の指定公共機関及び同条第6号の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）をもって防災関係機関会議を設ける。

2 防災関係機関会議の構成及び運営については、本部長がその都度示すところによる。

(職員の責務)

第6条 職員は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部を通じて本部長の指揮監督を受け、全力をあげて防災活動に従事しなければならない。

2 職員は、上司の命により、直ちに防災活動に従事できるよう待機し、又は所定の活動を開始しなければならない。

3 職員は、住民に不安、誤解等を与えないよう言動に注意しなければならない。

4 職員は、自己の分担事務に精通するように努めなければならない。

(職員の動員)

第7条 職員の動員は、自動参集によるもののほか、総務部による防災一斉メールによるほか、電話、電報又は急使の派遣等によるものとする。

2 各部の部長は、あらかじめ、連絡に係る要領を定め、職員の動員及び掌握に遺漏がないようにするものとする。

3 各部長は、職員を動員したときは、その人数を直ちに事務局を通じて本部長に報告するものとする。

(記録並びに記録の配布及び整理)

第8条 本部長の発する指令若しくは指示又は防災関係機関、住民等からの連絡、要請、照会等を受理した職員は、その内容を明確に記録し事務局及び関係部署に配布するものとする。

2 事務局は、書記を通じて記録の各部署への配布及び整理を統制するものとする。

3 各部署は、記録整理係を設け、事務局の統制を受け、所掌業務に関して記録を整理するものとする。

(本部の閉鎖等)

第9条 本部長は、災害の危険が解消したと認めるとき、災害応急対策がおおむね終了したと認めるときその他本部長が必要ないと認めるときは、本部を閉鎖し、防災関係機関に通知するものとする。

2 本部の閉鎖後において、なお災害に関する業務がある場合は、この要綱に準じた方法により事務を継続するものとする。

(腕章等)

第10条 本部長、副本部長、本部員及び班員が災害応急対策の実施に従事するときは、法令等に特別の定めがある場合を除き、腕章、ベスト及びヘルメット(様式第1号)を着用するものとする。

2 災害応急対策の実施に使用する本部の車両、舟艇等及び現地災害対策本部には、法令等に特別の定めがある場合を除き、標旗(様式第2号)を掲げるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、本部の活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

本部の班の名称及び班長並びに分掌事務

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
総務調整部 ・総務部長 ・創造戦略部長 ・会計管理者 ・議会事務局長 ・監査委員事務局長	総括班 [事務局] (総務課長)	- 災害対策に関する方針の作成 - 災害対策本部の設置及び閉鎖 - 災害対策本部の運営 - 各部班への災害対策業務に関する指示 - 部員の動員及び配置 - 県及び防災関係機関との調整 - 避難指示等の発令 県、他市町等への応援要請の決定及び受援活動に関する事務 - 災害時応援協定締結自治体・各種事業所等への応援要請 - 自衛隊の応援要請に関する業務 - 県へのヘリコプターの要請 - 気象情報の収集・伝達 - 災害情報の収集・伝達 - 情報通信機器の運用及び管理 - 被災状況の集約及び防災関係機関への伝達 - 避難状況の集約等に関する業務 - 災害救助法の適用に関する事務 - 各区長との連絡調整 - その他、他の部班に属さない事項	総務課 市民協働課
	広報班 (政策広報課長)	- 避難指示等に関する情報の伝達周知 - 市民への情報伝達・広報 - 報道機関との連絡調整 - 市の防災に関する映像情報の集約 - 情報通信機器の運用及び管理の支援 - 当該班の受援活動に関する事務	政策広報課
	管理班 (監理課長)	- 電気・ガス等ライフライン事業者との連絡調整 - 庁舎の被害状況の把握 - 庁舎の応急復旧及び保全 - 救援金品の受付及び配分に関する業務 - 災害活動に従事する職員の飲料水・食料の確保 - 職員参集状況の整理 - 災害関係費の出納に関する業務 - 市有車の運行統制 - 当該班の受援活動に関する事務	監理課 会計課
	財務班 (財政課長)	- 災害対策予算の調整 - 市議会との連絡調整 - 被災地の視察への対応	財政課 議会事務局 監査委員事務局

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
		・ 公用負担などによる損失補償、弁償等 ・ 応急措置業務に従事した者に対する損害補償 ・ 当該班の受援活動に関する事務	
	調査班 (税務課長)	・ 家屋被害調査の実施に関する業務 ・ 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に関する業務 ・ 当該班の受援活動に関する事務	税務課
福祉部 ・健康福祉部長 ・健康福祉部理事 ・市民生活部長	住民班 (市民課長)	・ 被災者及び被災世帯の把握 ・ 被災住民の安否に関する情報の整理 ・ 住民窓口、電話対応 ・ 災害に関する住民相談窓口の設置 ・ 各避難所における連絡窓口の設置 ・ 被災者の人命救助に関する消防、警察等の調整 ・ 警察、消防との捜索活動における連携の確保 ・ 災害ケースマネジメントに関する事務 ・ 当該班の受援活動に関する事務	市民課 生活環境課 福祉課 子育て支援課 健康長寿課
	環境班 (生活環境課長)	・ 火葬施設の被害状況の把握 ・ 災害による遺体の埋葬及び火葬計画の作成 ・ 身元不明者の埋葬及び火葬に関する業務 ・ 埋葬及び火葬に関する応援要請 ・ し尿処理計画の作成及びし尿処理の実施 ・ 仮設トイレの調達と設置 ・ 廃棄物処理施設の被害状況の把握 ・ 廃棄物処理計画の作成及び廃棄物の処理 ・ 被災地の防疫措置 ・ 公共交通の被害調査 ・ 当該班の受援活動に関する事務	
	福祉班 (福祉課長)	・ 避難行動要支援者への情報伝達 ・ 避難支援者への情報伝達 ・ 避難行動要支援者支援体制の構築 ・ 避難行動要支援者搬送車の手配、配車 ・ 避難所での要配慮者窓口の設置と運営 ・ 福祉避難所（室）の開設 ・ 福祉施設への入所措置 ・ ボランティアセンターの開設 ・ 福祉ボランティアとの連携 ・ ボランティアに関する応援要請 ・ 児童福祉施設利用者の避難誘導 ・ 児童福祉施設の被害状況把握及び利用者の安否確認	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
		- 福祉施設入所者の安全確認 - 福祉施設入所者の避難誘導 - 福祉施設の被害調査 - 福祉施設の応急措置 - 施設被災時における別施設への入所者の搬送 - 当該班の受援活動に関する事務	
	医療救護班 (健康長寿課長)	- 医療関係施設の被害調査 - 保健センターの設置 - 医療救護所の設置 - 県医療救護班との連絡調整 - 医療機器、医薬品等の調達 - 傷病者の搬送に関する消防機関との連携 - 医療機関、医師会、保健所との連絡調整 - 救出した傷病者の医療救護所への搬送 - 被災地の健康調査の実施 - 被災地における検病調査の実施 - 感染症患者の入院勧告 - 当該班の受援活動に関する事務	
経済部 ・経済産業部長 ・農林水産課長	生活物資班 (観光振興課長)	- 物資集積拠点の開設 - 食料の調達、配布及び保管 - 生活必需品の調達、配布及び保管 - 救援物資の受け入れ、仕分け及び保管 - 緊急物資等の移送・輸送 - 輸送等に必要車両等の調達 - 当該班の受援活動に関する事務	農林水産課 商工労働課 観光振興課
	産業班 (農林水産課長)	- 観光客等への情報提供 - 商工関係事業者の被害状況の把握 - 工場、事業所等の災害応急対策支援調整 - 住民と事業者間の災害応急対策連携に係る調整 - 観光関係資産及び事業者の被害状況の把握 - 観光客の被害状況の把握 - 観光客の避難支援 - 農林水産業施設及び資機材の被害状況の把握及び応急対策支援 - 農林水産物の被害状況の把握及び応急対策支援 - 家畜家きんの被害状況の把握及び応急対策支援 - 家畜家きんの防疫及びへい獣処理等 - 農協、生産組合、大規模農業事業者等との連絡調整	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
		- 物資の流通促進及び物価対策 - 産業復旧、雇用対策 - 当該班の受援活動に関する事務	
建設部 ・土木部長 ・土木部理事	土木班 (建設課長)	- 道路、公園の被害調査、道路関係情報の収集 - 交通（特に緊急輸送道路）確保に関する警察との連絡調整 - 通行不能箇所に関する応急措置の実施 - 河川水位の観測、河川情報の収集 - 河川、水路、ため池の被害状況の把握及び応急対策 - 水防活動の実施と調整 - 水害及び土砂災害危険箇所の警戒 - 土砂災害発生箇所の被災状況調査及び応急措置 - 建設業者に対する応援要請及び建設機械の借上げ - ヘリポートの開設 - 道路、河川、公園等の復旧に関する業務 - 当該班の受援活動に関する事務	建設課
	住宅班 (建設課長)	- 住宅等の被害状況の把握 - 建築物・宅地の危険度判定 - 応急仮設住宅の建設等に関する業務 - 公営住宅の復旧に関する業務 - 住宅の応急復旧支援 - 倒壊家屋の撤去等に関する業務 - 罹災証明のための住宅被害調査支援 - 当該班の受援活動に関する事務	
	上水道班 (上下水道課長)	- 水道施設の被害調査及び飲料水の確保 - 被災地での給水活動の実施 - 水道施設の復旧対策の計画と実施 - 復旧対策の情報提供 - 水道施設計画断水による水量復旧活動の実施 - 濁度、洗管対策の実施 - 当該班の受援活動に関する事務	上下水道課
	下水道班 (上下水道課長)	- 下水道施設の被害調査 - 下水道施設の復旧対策の計画と実施 - 復旧対策の情報提供 - 当該班の受援活動に関する事務	

部名 ・部長 ・副部長	班名 (班長)	分掌業務	所属課
教育部 ・教育部長 ・教育総務課長	避難所班 (文化学習課長)	・ 避難所開設及び運営への協力 ・ 避難者の確認 ・ 避難者名簿の作成 ・ 避難者相談窓口の設置及び避難者の要望把握 ・ 避難所運営組織による避難所運営への協力 ・ 避難所における広報 ・ 避難者への食料等の供給支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務	教育総務課 文化学習課 スポーツ課
	教育班 (教育総務課長)	・ 生徒の安全確保措置 ・ 生徒の安否確認 ・ 生徒の避難誘導 ・ 県教委との連絡調整 ・ 学校施設の被害調査 ・ 被災学校施設等の応急措置及び復旧対策 ・ 応急教育、応急保育の企画及び実施 ・ 社会教育施設の被害調査 ・ 文化財の被害調査 ・ 当該班の受援活動に関する事務	
	給食班 (教育総務課長)	・ 被災者に対する炊き出し及び給食支援 ・ 当該班の受援活動に関する事務	給食センター

様式第1号（第10条関係）

1 腕章

本 部 長 用

生地 白

文字 赤

あわら市災害対策本部

本 部 長

9 cm

39cm

副 本 部 長 用

生地 白

文字 赤

あわら市災害対策本部

副 本 部 長

9 cm

39cm

本 部 員 用

生地 白

文字 赤

あわら市

災 害 対 策 本 部

9 cm

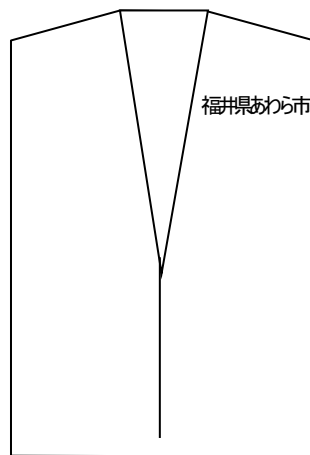
39cm

2 ベスト

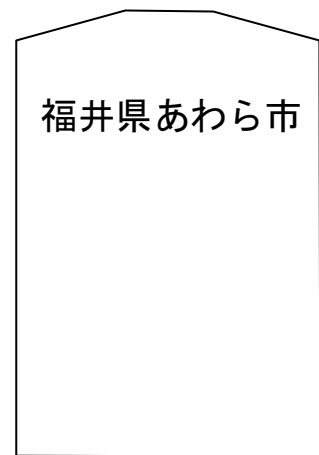
生地 黄色

文字色 黒色

表側



裏側

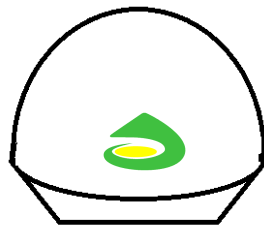


3 ヘルメット

表面色 白色

文字色 黒色

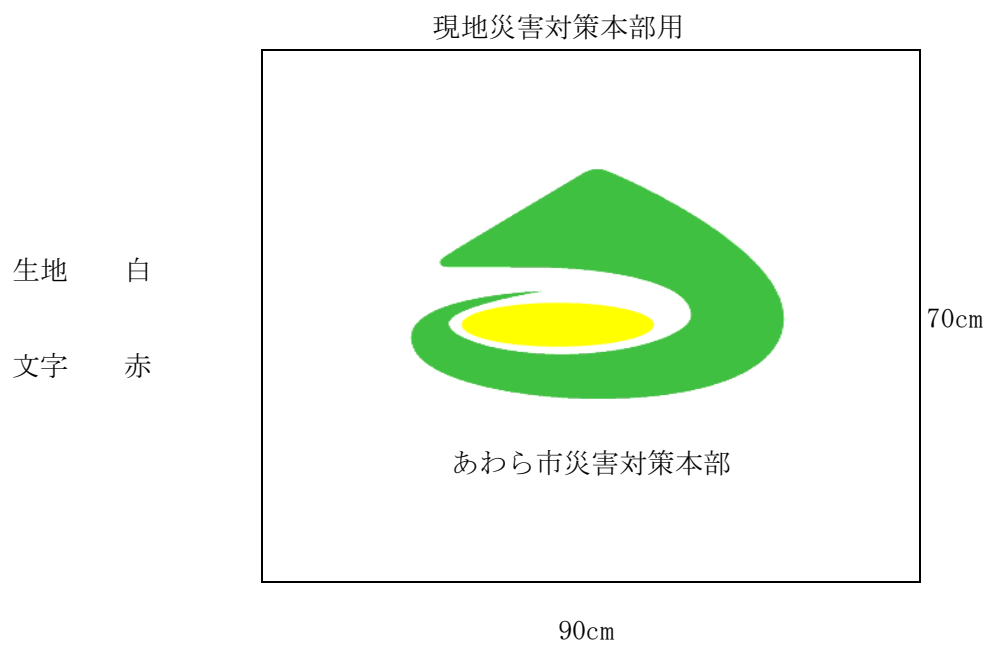
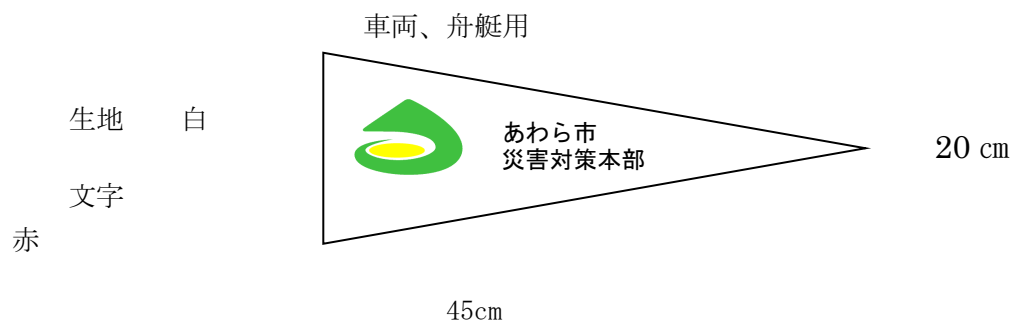
正面



側面



様式第2号（第10条関係）



(参考：あわら市地域防災計画)

非常配備体制の基準

1 風水害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	- 大雨等に関する警報（注１）が発表されたとき。 - 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 - その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 大雨等に関する警報が解除されたとき。 - 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 - 総務課長が必要ないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	- 大雨等に関する警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 - 市域の雨量が基準雨量を超過したとき。 - 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 大雨等に関する警報が解除され、災害の危険が解消したとき。 - 災害対策本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要ないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	- 大雨等に関する警報が発表され、大規模な災害が発生すると見込まれるとき。 - 大雨等に関する特別警報（注２）が発表されたとき。 - 大規模な災害が発生したとき。 - 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 - 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	- 災害の危険が解消したとき。 - 災害応急対策が一応終了したとき。 - 災害発生の危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要ないと認めたとき。

注１）大雨等に関する警報：大雨警報（浸水害、土砂災害）、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

注２）大雨等に関する特別警報：大雨特別警報（浸水害、土砂災害）、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

配備体制をとる場合の基準雨量

	前日までの連続雨量が80mm以上あった場合	前日までの連続雨量が40～80mmあった場合	前日までの降雨がない場合
警戒体制	連続雨量の継続が見込まれるとき。	前日からの連続雨量が継続して80mmをこえたとき。	当日の連続雨量が80mmをこえたとき。
災害警戒本部体制 (第1配備)	時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	前日からの連続雨量の継続が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。	当日の連続雨量が80mmをこえ時間雨量50mm程度の強雨が降り始めて継続が予想されるとき。

2 地震、津波災害時の配備基準

体制	配備・解除の別	基準
警戒体制	配備基準	- 市内において震度4の地震が発生したとき。 - その他総務課長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 災害の危険が解消したとき。 - 災害警戒本部体制又は災害対策本部体制に移行したとき。 - その他総務課長が必要がないと認めたとき。
災害警戒本部体制	配備基準	- 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 - 市内の沿岸に津波注意報が発表されたとき。 - 市長が必要と認めるとき。
	解除基準	- 災害の危険が解消したとき。 - 災害対策本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要がないと認めたとき。
災害対策本部体制	配備基準	- 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 - 市内の沿岸に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。 - 災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき。 - 災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。
	解除基準	- 災害の危険が解消したとき。 - 災害応急対策が一応終了したとき。 - 災害発生危険性が軽減し、災害警戒本部体制に移行したとき。 - その他市長が必要がないと認めたとき。

3 原子力災害時の配備基準

緊急事態区分	配備基準	配備体制	動員体制
情報収集事態	(1) 所在市町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生したとき（福井県において震度 6 弱以上の地震が発生した場合を除く。）。 (2) その他、市長が警戒体制を決定したとき	警戒体制	・ 総務課の全職員 ・ 課長級以上の職員
警戒事態 (第 1 段階)	(1) 福井県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。 (2) 福井県に大津波警報が発令されたとき。 (3) 国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 (4) 国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断したとき。 (5) 市長が災害警戒本部体制を決定したとき。	災害警戒本部体制	職員全員
施設敷地緊急事態 (第 2 段階)	(1) 施設敷地緊急事態が発生したとき。 (2) 市長が災害対策本部体制を決定したとき。	災害対策本部体制	
全面緊急事態 (第 3 段階)	(1) 全面緊急事態が発生したとき。		

(4) 嶺北消防組合警防規程

平成7年12月20日
訓令甲第4号

目次

- 第1編 総則（第1条—第6条）
- 第2編 警防業務
 - 第1章 管内掌握
 - 第1節 担当区域（第7条）
 - 第2節 消防水利（第8条—第10条）
 - 第3節 警防調査（第11条・第12条）
 - 第2章 警防計画（第13条）
 - 第3章 警防対策（第14条—第18条）
 - 第4章 警防訓練
 - 第1節 指針及び計画（第19条・第20条）
 - 第2節 警防訓練（第21条）
 - 第2節の2 警防活動技術の効果確認（第21条の2）
 - 第5章 警防機器（第22条—第25条）
 - 第6章 消防署の勤務（第26条—第28条）
 - 第7章 自衛消防等訓練指導（第29条・第30条）
- 第3編 警防活動
 - 第1章 警防活動組織及び任務（第31条—第37条）
 - 第2章 警防活動体制
 - 第1節 消防部隊等の掌握（第38条・第39条）
 - 第2節 警防情報（第40条）
 - 第3章 警防活動基準（第41条—第48条）
 - 第4章 警防行動
 - 第1節 出場（第49条—第54条）
 - 第2節 指揮体制（第55条—第62条）
 - 第3節 任務（第63条—第71条）
 - 第4節 火災防ぎょ活動（第72条）
 - 第5節 救助活動（第73条）
 - 第6節 救急活動（第74条）
 - 第7節 水防活動（第75条）
 - 第8節 その他の警防活動（第76条—第79条）
 - 第9節 警防活動に付帯する活動（第80条—第84条）
 - 第10節 警防活動監察（第85条—第87条）
 - 第5章 警防活動効果の検討及び研究

第1節 警防活動効果の検討（第88条）

第2節 警防活動の研究（第89条）

第6章 特別警戒（第90条・第91条）

第4編 非常警備

第1章 非常警備の実施（第92条）

第2章 警防活動組織の強化（第93条、第94条）

第3章 非常警備活動（第95条）

第4章 非常召集（第96条）

第5編 雑則（第97条—第100条）

附則

第1編 総則

（目的）

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）等に基づき火災、救助、救急及び地震等の災害（以下「災害」という。）の警戒、鎮圧並びに被害を軽減するために行う警防業務及び警防活動等について嶺北消防組合の機能を十分に発揮するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程の用語の意義は、次の各号による。

- （1） 警防業務とは、警防計画の策定、警防資料の収集、検討及び統計、警防調査、警防機械及び警防資器材（以下「警防機器」という。）の点検及び整備、警防訓練、自衛消防隊等の訓練指導並びにこれらに類する業務をいう。
- （2） 警防活動とは、災害が発生し又は発生のおそれがあるとき実施する災害の防除、警戒及び鎮圧又は被害の拡大を防止する活動及びこれらの活動に付帯する活動で出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- （3） 特殊災害とは、通常出場では対処できない災害で、大規模な消防部隊を投入して集中的に火災防ぎょ活動、救助活動又は救急活動等を行う必要のある災害をいう。
- （4） 異常気象とは、乾燥、地震、台風、暴風、強風、豪雪、豪雨、大雨、洪水、高潮、津波、その他これらに類する災害が発生し又は発生のおそれがある気象をいう。
- （5） 風水雪害とは、台風、暴風、強風、豪雨、豪雪、洪水、津波、高潮、その他これらに類する災害をいう。
- （6） 管轄区域とは、嶺北消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和44年条例第1号）第4条に定める消防署の管轄区域をいう。
- （7） 覚知とは、消防本部、消防署及び分所が災害の発生を認知したことをいう。
- （8） 救助活動とは、災害の現場において生命、身体に作用している緊迫した危険な障害から、自力により脱出又は避難することのできない要救助者を検索、救出又は安全な場所に誘導し救命する行動をいう。

- (9) 救急活動とは、傷病者の観察、救急処置、搬送等救急業務を行うための行動又は医療用資器材等を輸送する行動で救急隊の出場から帰署（所）までの一連の行動をいう。
- (10) 水防活動とは、洪水、浸水、越水等の災害にかかる警戒、水防工法の実施、人命救助等消防機関の行う活動をいう。
- (11) 鎮圧とは、消防部隊の活動により延焼拡大の危険がなくなったときをいう。
- (12) 残火処理とは、鎮圧後において残り火を点検し処理することをいう。
- (13) 鎮火とは、消防部隊の消火活動によって発炎燃焼しなくなったときをいう。
- (14) 消防部隊とは、警防活動を実施するため警防機器を装備した消防職員又は消防団員をもって編成した各隊の総称をいう。
- (15) 部隊運用とは、災害による被害を最小限にとどめるために必要な消防部隊の選定、出場の指令、出向の制限等を行うことをいう。
- (16) 消防車等とは、消防車、救急車及びその他の消防用車両の総称をいう。
- (17) 出場指令とは、通信指令課から消防部隊又は特定の指揮者に対し出場を命ずることをいう。
- (18) 緊急出場とは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその被害を最小限度にとどめるため消防部隊が道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第39条及び第41条の2に定めるところにより出場することをいう。
- (19) 増強部隊とは、現に警防活動に従事している消防部隊に対して、さらに補完強化する他の消防部隊をいう。
- (20) 警防調査とは、警防活動上必要な地理、水利及び消防対象物等の実態把握をするための調査をいう。
- (21) 災害調査とは、災害が発生し又は発生するおそれのある災害の調査及び警防活動後の災害状況の調査をいう。
- (22) 警防情報とは、警防業務及び警防活動に関する自然現象、社会現象及び医療機関の受入れ状況等の情報をいう。
- (23) 災害情報とは、すでに発生している災害にかかる作戦、指揮及び広報等の警防活動に必要な災害の情報をいう。
- (24) 特設大（中）隊とは、特殊災害又は非常警備を実施するその他の災害で、通常の大（中）隊組織で警防活動を行うことが困難となったとき新たに増設する大（中）隊をいう。
- (25) 現場最高指揮者とは、災害現場において消防部隊を統括する指揮者をいう。

（警防体制）

第3条 消防本部の長（以下「消防長」という。）は、警防業務及び警防活動を統括する。

2 消防長は、通常の警防体制で警防活動を実施することが、困難と認める災害が発生し又は発生することが予想されるときは、災害規模等に応じた非常警備を命じる。

3 消防本部次長（以下「次長」という。）は、消防長に事故あるときはその職務を代行す

る。

(警防責任)

第4条 次長は、この規程の定めるところにより警防業務及び警防活動等について管内の実態を把握し、これに対応する警防体制の確立を図るとともに消防署長（以下「署長」という。）及び消防本部課長（以下「本部課長」という。）以下を指揮監督し、警防施策の万全を期さなければならない。

- 2 本部課長は、消防長が特命する警防活動等について所属職員を指揮監督し、署長の行う警防業務の調整及び警防活動の効率的運用を図らなければならない。
- 3 署長は、この規程の定めるところにより所属職員を指揮監督し、警防体制を確立するとともに管轄区域の警防業務及び警防活動に万全を期さなければならない。
- 4 消防署副署長（以下「副署長」という。）は、署長の行う警防業務及び警防活動を補佐し、その成果の高揚を図らなければならない。
- 5 消防署警備課長（以下「警備課長」という。）以下の各級指揮者は、警防事象の把握、警防活動に関する知識、技能向上、体力の錬成に努めるとともに隊員を教育訓練しなければならない。
- 6 隊員は、地理、水利、消防対象物等の状況に精通するとともに警防活動に関する知識、技能の向上及び体力の錬成に努めなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第5条 次長及び署長は、他の行政機関、医療機関等と緊密な連絡調整を図り警防業務及び警防活動の効率的推進を図らなければならない。

(安全管理の責務)

第6条 次長及び署長は、災害現場における安全管理及び訓練の特性に応じた安全管理体制を確立するため訓練施設、警防機器の整備を行い安全に関する教育を実施し、安全の保持に努めなければならない。

- 2 現場最高指揮者は、災害現場の状況を判断し活動環境の安全の確保及び部隊活動の安全保持に努めなければならない。
- 3 各級指揮者は、平素から隊員に対し、警防機器の管理と適正な運用について教育するとともに災害現場及び訓練にあたっては、活動環境、警防機器の活用及び隊員の行動等の状況を的確に把握し、危険が予想されたときは必要な措置を講ずる等安全確保に努めなければならない。
- 4 隊員は、安全確保の基本が自己にあることを認識し、体力、気力及び技術の錬成に努め、いかなる事象に直面しても適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うとともに警防業務及び警防活動時においては、隊員相互が安全に配慮し合い危害防止に努めなければならない。
- 5 安全管理について必要な事項は別に定める。

第2編 警防業務

第1章 管内掌握

第1節 担当区域

(担当区域の設定)

第7条 署長は、管轄区域内の地理、水利及び消防対象物等の精通を図るため、所属職員にその実態の把握に努めさせなければならない。

第2節 消防水利

(消防水利対策)

第8条 次長は、消防水利施策を決定し、その効率的推進を図るとともに必要と認めるときは、消防本部消防課長（以下「消防課長」という。）又は署長に対し、その措置について指示するものとする。

2 署長は、消防水利対策上必要と認められる事項が生じた場合は、消防課長と協議し適切な処置をとらなければならない。

(消防水利の指定)

第9条 消防長又は署長は、法第21条に基づき消防水利の指定をするときは、別に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(消防水利の保全管理)

第10条 署長は、管轄区域内の公設消防水利の維持及び保全管理に努めなければならない。

2 前項の消防水利の保全管理について必要な事項は別に定める。

第3節 警防調査

(警防調査)

第11条 署長は、管轄区域内の状況を把握するため次の各号について所属職員の任務に応じ警防調査を実施させなければならない。

- (1) 道路、橋、地勢及びこれらに類する地理の状況
- (2) 消火栓、防火水そう、プール、河川、溝、池、井戸及びこれらに類する水利の状況
- (3) 消防対象物の現況及び移動状況等
- (4) 前各号以外で署長が必要と認める事項

(警防調査実施結果の措置)

第12条 前条に定める警防調査の実施結果について、警防業務又は警防活動上必要と認められる事項については、次により措置するものとする。

- (1) 署長への報告
- (2) 警防計画の樹立又は検討
- (3) 消防水利調査簿の作成及び整理
- (4) 消防水利施設に関する必要な措置
- (5) 前各号以外で必要な措置

第2章 警防計画

(基本方針)

第13条 次長は、部隊の運用及び警防活動上必要な事項について警防計画の基本方針を示すものとする。

2 警防計画を本部警防計画及び署警防計画に区分する。

3 警防計画の樹立に必要な事項は別に定める。

第3章 警防対策

(警防業務の効率的執行)

第14条 警防業務は、火災の多発する時期及びそれ以外の時期に区分し、管内の実情に応じて効率的に執行するものとする。

2 署長は、火災の多発する時期においては隊員の確保等消防部隊の充実に配慮しなければならない。

(火災警報の発令及び措置)

第15条 法第22条第3項に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令は、嶺北消防組合火災予防条例施行規則（平成17年規則第8号）第3条に定めるところによる。

2 消防長は、火災警報が発令され警防活動上必要と認めるときは、非常警備体制をとるものとする。

3 消防本部指令課長（以下「指令課長」という。）は、火災警報が発令されたときは、関係機関への通報及びその他警防活動上必要な情報の収集にあたるものとする。

4 署長は、火災警報が発令されたときは、次の各号について必要な措置を講ずるものとする。

(1) 関係機関に対する協力要請及び警防情報の収集

(2) 警防機器の点検及び増強

(3) 嶺北消防組合火災予防条例（平成17年8月1日条例第4号。以下「予防条例」という。）第29条に定める火の使用制限に係る広報及び警戒の実施。

(4) 前各号以外で必要な事項

(異常気象時の措置)

第16条 指令課長は、異常気象時において非常警備を実施する必要があると認めたときは、その実施に必要な情報を収集しなければならない。

2 指令課長は、气象台から異常気象情報を受理したときは、その情報を消防署及び分所（以下「署所」という。）に通報するとともに引き続き情報収集に努めなければならない。

3 署長は、異常気象時において警防活動上支障があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。

4 異常気象時の消防体制について必要な事項は別に定める。

(地震発生時の措置)

第17条 指令課長は、有感地震が発生したときは、次に掲げる事項について必要な措置をとるものとする。

(1) 通信機能の掌握及び通信態勢の確立

- (2) 災害状況の掌握
 - (3) 関係機関との情報連絡
 - (4) その他必要な事項
- 2 地震災害が発生したときに行う警防活動及び地震災害の警防計画について必要な事項は別に定める。
- (揚煙行為等の措置)

第18条 署長は、予防条例第45条の届出のうち火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為及び煙火の打ち上げ又は仕掛けについて必要と認めたときは、消防長に報告しなければならない。

- 2 署長は、前項の届出のうち消防活動上特に障害がある事象については、必要な措置を講ずるとともに消防課長及び関係署長に通報するものとする。
- 3 署長は、警防活動上支障があると認めるときは、障害の排除、改善及び現場における活動連絡体制について関係者と協議しておくものとする。

第4章 警防訓練

第1節 指針及び計画

(指針)

第19条 次長は、警防訓練を効果的に推進するため、その指針を示すものとする。

(計画)

第20条 署長は、前条の指針に基づき管内の特性を考慮して訓練の重点を定め年度警防訓練計画を樹立し消防長に報告するものとする。

第2節 警防訓練

(訓練の種別)

第21条 警防訓練は、本部訓練及び所属訓練とし、その内容は次の各号による。

(1) 本部訓練

各種訓練のより習熟した技術を効果的に発揮し、総合的な警防活動技術の練磨及び部隊運用技術の向上を図るため、消防本部、消防署及び合同で行う大規模な消防部隊の訓練で、その都度実施要領を定めて行うもの

(2) 所属訓練

ア 基本訓練

警防活動の基本的技術及び行動の習熟を図るために行うもの

イ 図上訓練

図面又はこれらに類するものを利用し、警防活動の技術及び行動の習熟を図るため行うもの

ウ 応用訓練

基本訓練、図上訓練の応用により警防活動の技術及び行動の習熟を図るため行うもの

エ 出場訓練 消防部隊の出場態勢の迅速化を図るため行うもの

第2節の2 警防活動技術の効果確認

(警防活動技術の効果確認)

第21条の2 消防長は、警防活動技術の効果を確認するため、又は警防活動上必要と認めるときに特別点検を実施し、その内容を検討評価して警防活動及び警防訓練に反映させるものとする。

2 特別点検の実施に関し必要な事項は別に定める。

第5章 警防機器

(警防機械の種別等)

第22条 警防機械は、消防車等とする。

(1) 消防ポンプ車

普通ポンプ車、水そう付ポンプ車等吸送水を主たる目的とする車両

(2) 特殊車

化学車、救助工作車、泡原液搬送車、大型化学高所放水車、屈折梯子車、梯子車等特殊な警防活動を主たる目的とする車両

(3) 救急車 高規格救急車等救急活動を主たる目的とする車両

(4) 前各号以外の車両等

(警防資器材の種別等)

第23条 警防資器材は、次のとおりとし種別ごとの品名は別表第1のとおりとする。

(1) 吸水器具

(2) 放水器具

(3) 特殊作業器具

(4) 救助器具

(5) 救急器具

(6) 通信機器

(7) 前各号以外の資器材

(配備等)

第24条 次長は、警防機器の機能その他を考慮してその配備を適正に行うとともに警防施策上必要と認めるときは、警防機器の実態を調査させなければならない。

2 消防課長は、警防機器取扱いの技術向上を図るため必要に応じ技術指導を行い、技術管理の適正を図るものとする。

(点検整備等)

第25条 署長は、配備されている警防機器の性能の把握に努めるとともに常に効果的に利用できるよう点検整備を行い適正な運用を図るものとする。

2 警防機器を取扱う者は、適正な管理と取扱い技術の向上に努めその機能を十分に発揮しなければならない。

3 警防機器の点検、整備及び管理等について必要な事項は別に定める。

第6章 消防署の勤務

(勤務種別)

第26条 消防署員、(毎日勤務以外の職員。以下この章において同じ。)の勤務種別は次のとおりとする。

(1) 署内勤務

(2) 署外勤務

(署内勤務)

第27条 署内勤務は、署所内で次の事項について行うものをいう。

(1) 受付勤務

受付における住民接遇、庁舎警備、災害指令用受令装置の操作及び消防通信の送受信等の事務

(2) 警防事務

警防計画の策定、報告書の作成、警防資料の作成、検討及び整備、届出書類の処理、警防活動に付帯する事務及びその他の警防事務

(3) 警防教養

警防業務及び警防活動上必要な知識、技術の習得を目的とする教養

(4) 警防訓練

別に定める警防訓練

(5) その他

前各号以外の勤務

(署外勤務)

第28条 署外勤務は、署所外で次の事項について行うものをいう。

(1) 災害出場

第41条第1項に定める災害出場

(2) 警防調査

第11条に定める調査

(3) 災害調査

第41条第2項第1号に定める調査

(4) 予防査察

嶺北消防組合防査察規程(平成12年訓令甲第7号)に定める査察

(5) 救急調査

救急業務運用要綱(平成6年訓第7号)に定める調査

(6) 自衛消防等訓練指導

第29条及び第30条に定める訓練指導

(7) 警防訓練

別に定める警防訓練

(8) 消防団員訓練指導

消防団員に対する訓練指導

(9) その他

前各号以外の勤務

第7章 自衛消防等訓練指導

(自衛消防訓練指導)

第29条 署長は、法第8条及び第8条の2に基づき防火管理者が行う消防訓練について必要と認めたとき又は当該防火管理者から指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

(住民等の消防訓練指導)

第30条 署長は、住民又は前条に該当しない事業所等から消防訓練の指導要請があったときは、必要に応じ指導するものとする。

第3編 警防活動

第1章 警防活動組織及び任務

(警防本部及び大隊本部の設置)

第31条 警防活動組織として消防本部に警防本部を消防署に大隊本部を設ける。

(警防本部の組織及び任務)

第32条 警防本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第2に掲げるとおりとする。
- (2) 警防本部は、警防本部長（以下「本部長」という。）警防副本部長（以下「副本部長」という。）及び警防本部員で構成する。
- (3) 本部長は、消防長とし警防本部を統括する。
- (4) 副本部長は、次長とし本部長を補佐する。
- (5) 警防本部員は、本部各課に所属する職員とし、上司の命を受けて警防本部の任務を遂行する。ただし、本部長が必要と認めるときは、その他の職員を警防本部員にあてることができる。

(大隊本部の組織及び任務)

第33条 大隊本部の組織及び任務は、次の各号による。

- (1) 組織及び任務は、別表第3に掲げるとおりとする。
- (2) 大隊本部は、大隊本部長（以下「大隊長」という。）及び大隊本部員で構成する。
- (3) 大隊長は、署長とし大隊本部を統括する。
- (4) 大隊本部員は、消防司令補以上の職員とし、上司の命を受けて大隊本部の任務を遂行する。ただし、大隊長が必要と認めるときは、その他の職員を大隊本部員にあてることができる。

(部隊編成)

第34条 消防部隊は、次の各号に掲げる編成基準によるものとする。ただし、災害の状況によりこの基準によらないことができる。

- (1) 大隊は、消防署を単位とする。
- (2) 中隊は、署所に配属された小隊で編成し、中隊長には原則として消防司令をあて

る、ただし、署長が認めるときは消防司令補をあてることができる。

(3) 小隊は、消防車等各1両を単位として編成し、小隊長には原則として消防士長以上の職員をあてる。

2 災害現場における消防部隊は、前項各号に基づいて編成した部隊を基幹とし、これに管轄外の署所から出場した中隊長及び小隊を増強して編成する。

(部隊の呼称)

第35条 部隊の呼称は、次の各号による。

(1) 大隊名は、大隊の前に署名(嶺北消防署にあつては、嶺北の二字、嶺北あわら消防署にあつては、あわらの三字、嶺北丸岡消防署にあつては丸岡の二字、嶺北三国消防署にあつては、三国の二字、以下同じ。)を冠する。

(2) 中隊長名は、中隊長の前に署名及び課別区分による第1又は第2を冠する。

(3) 小隊長名は、次のとおり冠する。

ア 消防隊……小隊長の前に署名及び車両名

イ 救助隊……救助隊の前に車両名

ウ 救急隊……救急隊の前に車両名

(配置)

第36条 消防隊及び救急隊(以下「消防隊」という。)の通常の配置は、別表第6のとおりとする。

(消防隊等の任務)

第37条 消防隊は、主に消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、消火活動を主たる任務とする。

2 救助隊は、救助工作車、救助資器材を積載した消防ポンプ車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、原則として救助活動を任務とし、災害現場の状況によりその他の活動に従事する。

3 救急隊は、救急車及びこれに乗組む隊員をもって編成し、救急活動を主たる任務とする。

第2章 警防活動体制

第1節 消防部隊等の掌握

(部隊等の掌握)

第38条 次長は、常に消防部隊の編成、配備、出場、警防機器の確保等及び出場不能並びに消防通信等を掌握して災害に備えなければならない。

2 署長は、前項に準じて所轄の消防部隊を掌握し、部隊運用上支障があると認めたときは、必要な措置を指示するものとする。

3 警備課長は、所轄中隊を掌握し消防事象に応ずる態勢を整え、出場指令に備えなければならない。

(出場不能時の即報)

第39条 署長は、消防部隊に次の各号に定める異常が発生した場合は、直ちに消防課長及び指令課長に即報するものとする。

- (1) 消防小隊等の消防車等に変更があった場合
- (2) 警防調査又は災害現場から引揚げ途上等において事故等が発生した場合
- (3) 消防車等の故障その他の事由により災害現場に出場できなくなった場合

第2節 警防情報

(警防情報及び措置)

第40条 消防課長は、部隊の運用に関係ある警防情報を常に把握し、部隊運用に備えるとともに必要事項について関係署長に通報するものとする。

2 署長は、部隊運用に関係ある警防情報を知ったときは、必要に応じ消防課長に通報するとともにこれらに対応する警防体制を維持強化し、次に掲げる必要な措置をとらなければならない。

- (1) 警防活動の実施
- (2) 火災予防措置の実施
- (3) 広報活動の実施
- (4) 警防機器の点検及び確保
- (5) 特別警戒の実施
- (6) その他必要と認める事項

第3章 警防活動基準

(警防活動種別)

第41条 警防活動を次のとおり区分する。

- (1) 火災防ぎょ活動

建物、車両、山林原野、船舶、その他の火災の消火に関する活動

- (2) 救助活動

第2条第8号に定める活動

- (3) 救急活動

第2条第9号に定める活動

- (4) 水防活動

第2条第10号に定める活動

- (5) その他の活動

警戒区域の設定、火災の未然防止、危害の排除及び誤報、虚報等で前各号に該当しない活動

2 前項の警防活動に付帯する活動を次のとおり区分する。

- (1) 災害調査

火災原因等の調査及び災害状況、活動状況、死傷者の調査に係る活動

- (2) 災害情報収集

指揮及び広報活動に必要な情報の収集及び伝達する活動

- (3) 災害広報

警防活動の円滑化、災害防除等のため災害現場周辺の住民等に対して行う広報活動

(4) 補給

災害現場等において警防活動に従事している消防部隊に対する燃料、食糧、飲料等の調達、配布に係る活動

(5) 報道広報

報道機関を対象とする災害状況の発表

(出場種別)

第42条 出場種別は次のとおりとする。

(1) 災害出場

火災、救助、救急、水防、その他の警防活動を実施するための出場及び配置転換出場

(2) 調査出場

警防情報の収集等のための出場

(3) 訓練出場

警防訓練実施のための出場

(4) 業務出場

前各号以外の出場

(出場区域等)

第43条 第44条に定める災害出場に伴う出場隊は災害現場から最も近い隊が出場するものとする。ただし、第44条に定める特別出場に伴う出場区域については別表第7のとおりとし、高速自動車国道北陸自動車道における出場区域は別に定める。

(出場区分)

第44条 災害の態様に応じた消防部隊の緊急出場区分は別表第8に掲げるとおりとする。

(出場段階)

第45条 災害出場は、次に定める基準による。

(1) 第1出場

災害発生の覚知と同時に出場するもの（事後聞知を除く。）

(2) 第2出場

第1出場の消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第2出場要請に基づき出場するもの

(3) 第3出場

火災、救助、救護事故の状況又は気象の状況等により第2出場までの消防部隊では、防ぎよ、救出、救護等が困難なため現場最高指揮者の第3出場要請に基づき出場するもの

(4) 特別出場の運用は、別に定める。

(災害出場の原則)

第46条 消防部隊の災害出場は出場指令による。

(増強部隊の出場要請)

第47条 現場最高指揮者は、災害状況により消防部隊を増強する必要があると認めるときは、第44条に定める出場区分及び第45条に定める出場段階に基づき増強要請をしなければならない。

2 本部長は、災害状況により特に必要と認めるときは、現場最高指揮者の要請を待つことなく前項に掲げる措置をとることができる。

3 現場最高指揮者は、災害の状況により特に必要と認めるときは、福井県防災航空事務所に対し、出場の要請をすることができる。

(区域以外への出場)

第48条 嶺北消防組合区域以外への応援出場は、福井県広域消防相互応援協定書(平成18年3月20日)に基づくほか本部長の特命による。

2 組織法に基づき、福井県以外の区域に出場することができる。

第4章 警防行動

第1節 出場

(本部長等の出場)

第49条 本部長または副本部長は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で必要と認めるとき出場するものとする。

2 第56条に定める警防指揮本部幕僚及び指揮隊は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき、若しくは本部長または副本部長の特命により出場するものとする。

3 前項以外の警防本部員は、第3出場の火災の場合または特異な災害等で本部長または副本部長若しくは各総括責任者の特命により出場するものとする。

(大隊長等の出場)

第50条 大隊長は、管轄区域内における第2出場以上の火災の場合または特異な災害等で警防活動上必要と認めるとき出場するものとする。

2 大隊長等は、第3出場の火災及び特殊な災害等若しくは本部長または副本部長の特命を受けたとき管轄区域外へ出場するものとする。

3 第56条に定める大隊指揮本部指揮副本部長及び幕僚ならびに指揮隊は、第2出場以上の火災の場合若しくは特異な災害等で、警防活動上必要と認めるときまたは大隊長の特命により出場するものとする。

4 前項以外の本部員は、第2出場の火災の場合または大隊長の特命により出場するものとする。

(中隊長等の出場)

第51条 中隊長以下の隊員の出場は、第45条の規定により出場するものとする。

(消防団員の出場)

第52条 組織法第18条第3項に定める消防団員の出場及び警防活動について必要な事項は別に定める。

(出場態勢)

第53条 各級指揮者は、出場指令を受けた時又はすでに災害が発生し出場が予想されるときは、出場順路の選定、警防任務の確認、地理、消防水利の確認、積載警防資器材の確認及び積載等を行い出場態勢の万全を期さなければならない。

(出場途上の判断)

第54条 小隊長は、災害出場に際しては、的確な順路をとらなければならない。

2 小隊長以上の指揮者は、災害出場途上においても災害情報の収集につとめ、適切な処置をとらなければならない。

第2節 指揮体制

(指揮組織)

第55条 出場段階に応じた指揮組織は別に定める。

(指揮体制)

第56条 火災現場の指揮体制は、火災の規模に応じ次の表によるものとし、運用は別に定める。

出場段階	第1 出場	第2 出場	第3 出場
指揮体制	第1 指揮体制	第2 指揮体制	第3 指揮体制
指揮本部名称	中隊指揮所	大隊指揮本部	警防指揮本部
指揮本部長	中隊長	大隊長	本部長又は副本部長
指揮副本部長		副署長	
幕僚		庶務課長	応援署署長
			本部課長（消防課長を除く）
			各署副署長
			各署予防指導課長
			各署警備課長
指揮隊	中隊長	予防指導課長	消防課長
	当務課員	予防指導課員	消防課員
		第1 指揮体制 指揮隊員	

(火災以外の災害等の指揮体制)

第57条 火災以外の災害等における指揮体制は、災害の規模に応じ、前条の指揮体制を準用する。

(指揮本部長等の代行)

第58条 指揮本部長及び小隊長に事故ある場合の代行基準は、別表第4のとおりとする。

(現場最高指揮者)

第59条 指揮本部長が災害現場に到着するまでの間における現場最高指揮者は、災害現場にある上級者とする。

(指揮命令系統)

第60条 指揮命令は、現場最高指揮者の指揮のもとに第55条に定める指揮組織により簡明かつ的確に示達しなければならない。

(指揮本部の設置)

第61条 指揮本部の長は、消防部隊の掌握及び災害状況の把握に最も適した位置に指揮本部を設置し「指揮宣言」をするものとする

2 指揮本部長は、災害状況等により、消防部隊に対する指揮命令及び活動統制等の円滑を期す必要があると認めるときは、前進指揮所を設置し、指揮本部の任務を補完させることができる。

3 警防指揮本部、大隊指揮本部を設置したときは、別に定める指揮本部旗を掲出するものとする。ただし、災害現場の状況により掲出することが困難なときは掲出しないことができる。

(指揮本部の統合及び縮小)

第62条 前条第3項に定める指揮本部が設置されたときは、下級の指揮本部を統合する。

2 現場最高指揮者は、災害現場における警防活動の推移により指揮本部を縮小することができる。

第3節 任務

(指揮本部)

第63条 指揮本部の主な任務は、次のとおりとする。

- (1) 被災対象物の把握及び警防活動に必要な資料の収集
- (2) 災害状況、警防活動状況の把握及び活動方針の決定
- (3) 方面担当指揮者の任務の指定
- (4) 消防部隊の配備
- (5) 消防部隊の増強及び削減の決定
- (6) 災害情報の収集、報告及び災害広報
- (7) 被災対象物の関係者及び関係機関との連絡
- (8) 警戒区域設定範囲の決定
- (9) 危害防止措置
- (10) 警防活動に支障となる物件の排除措置
- (11) 災害の拡大を防止するために行う消防対象物及びこれらのものの在る土地の使用、処分又は使用制限等の決定
- (12) 報道広報
- (13) 前各号以外で必要と認める事項

(指揮本部長)

第64条 指揮本部長は、指揮本部及び出場各隊を統括指揮し、警防活動の方針を決定して情勢に適応する部隊配備を定め、現場における消防部隊の中核として、前条に定める任務を遂行し最大の警防活動効果をあげるよう努めなければならない。

2 指揮本部長は、上級指揮者が現場に到着したときは、災害状況及び警防活動概要を速やかに報告するものとする。

なお、上級指揮者は、報告内容から判断し自ら指揮をとる必要があると認めたときは「指揮宣言」をして指揮本部長として指揮にあたるものとする。

3 指揮権は、前項の「指揮宣言」をもって移行する。

(指揮副本部長及び幕僚)

第65条 指揮副本部長及び幕僚は、次の各号の任務を積極的に遂行して、指揮本部長を補佐するとともに指揮本部長の命により局面の指揮、特定任務等を行い警防活動が効果的に行われるよう努めるものとする。

- (1) 活動方針及び応援要請の検討
- (2) 各種情報の収集、分析及び統合
- (3) 燃料及び食糧等の補給の検討
- (4) 現場広報

(指揮隊)

第66条 指揮隊は、指揮本部長又は指揮副本部長の統括指揮のもとに次の各号の任務を積極的に遂行するものとする。

- (1) 各種情報の収集及び整理
- (2) 災害の実態把握
- (3) 指揮本部長命令の伝達及び警防本部との通信連絡
- (4) 出場部隊の把握
- (5) 関係資料の確保及び関係機関との連絡
- (6) 現場広報
- (7) その他指揮本部長の特命事項

(副本部長)

第67条 副本部長は、本部長の補佐及び命を受け大隊長以下を指揮し、第64条に定める任務を遂行する。

(大隊長)

第68条 大隊長は、大隊指揮本部長として第64条に定める任務を遂行する。ただし第3指揮体制にあつては、副本部長の命を受け中隊長以下を指揮する。

(中隊長)

第69条 管轄署の中隊長は、中隊指揮所長として第64条に定める任務を遂行する。ただし、第2指揮体制以上にあつては、大隊長の命を受けて小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

2 前項以外の中隊長は速やかに自己担当方面の活動方針を決定し、小隊長以下を指揮し、警防活動にあたるものとする。

(小隊長)

第70条 小隊長は、中隊長の命を受け小隊員を指揮し、速やかに自己隊員の担当任務を決

定し、警防活動にあたるものとする。

(隊員)

第71条 隊員は、自己隊の任務を的確に把握して修得した技能を最高度に発揮し警防機器を十分に活用して、警防活動にあたるものとする。

第4節 火災防ぎょ活動

(火災防ぎょ活動の原則)

第72条 火災防ぎょ活動の原則は次のとおりとする。

- (1) 人命救助を優先し、延焼阻止を主眼に消防部隊の総合力を発揮して被害の軽減に努めなければならない。
 - (2) 現場最高指揮者は、火災の状況が変化し、火災の拡大が予想されるときは、火災状況、消防部隊の現況等を総合的に判断し適切な措置をとらなければならない。
 - (3) 各級指揮者は、火災の現場に到着したときは、速やかに火災の状況を判断して的確な初動措置を迅速に行い現場最高指揮者の指揮のもとに統制ある行動を行わなければならない。
 - (4) 各隊は、相互連携を密にして警防機器、消防対象物の施設及び設備を効果的に活用して活動しなければならない。
- 2 火災防ぎょ活動に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 救助活動

(救助活動の原則)

第73条 救助活動の原則は、次のとおりとする。

- (1) 要救助者の安全確保を主眼とし、他の警防活動に優先して行われなければならない。
 - (2) 要救助者の状況を的確に判断するとともに救助隊、救急隊及び消防隊は、相互の連絡を密にして状況に応じた臨機応変かつ安全な方法で迅速に行動し、救助効果をあげるものとする。
- 2 救助隊の活動に関し必要な事項は別に定める。

第6節 救急活動

(救急活動の原則)

第74条 救急活動の原則は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の人命救護及び傷病悪化の防止を目的として活動すること。
 - (2) 傷病者を観察し必要な応急処置を行い適切な傷病者管理に努めること。
 - (3) 傷病者を医療機関又はその他の場所に安全かつ適切に搬送すること。
 - (4) 傷病者が速やかに医療を受けられるよう努めること。
 - (5) 搬送にあたっては、傷病者本人又は家族等の意志を努めて尊重すること。
- 2 現場最高指揮者は、災害現場において必要と認めるときは救急隊以外の消防隊等を救急活動に従事させることができる。
- 3 救急業務に関し必要な事項は別に定める。

第7節 水防活動

(水防活動の原則)

第75条 水防活動は、人命救助を主眼とし、河川、道路、公共施設及び公共に重大な影響を及ぼすその他の対象物に対する水害防ぎのため、応急措置を行うことを原則とする。

2 署長は、異常気象時の消防体制（平成8年訓令甲第8号）別表3に定める水防警戒体制が発令されるまでの間に管轄区域内に水防活動を実施する必要があるときは、その事態に応じ当該活動を実施するものとする。

3 水防活動に関し必要な事項は、別に定める。

第8節 その他の警防活動

(その他の警防活動)

第76条 第41条第1項第5号に定める活動に係る現場措置は、現場最高指揮者の指示、命令による。

(火災警戒区域等)

第77条 現場最高指揮者は、災害現場で法第23条の2、法第29条第2項及び第3項並びに法第30条第1項に規定する警防活動を実施する必要があると認めるときは、災害状況を的確に判断して処置しその状況を速やかに本部長又は大隊長に報告しなければならない。

2 火災、水災及びその他の災害で警防活動上必要があるときは、警戒区域を設定するものとする。

(不測の事態に対処する措置)

第78条 各級指揮者及び隊員は、警防活動にあたり不測の事態が発生し緊急に措置を必要とする場合は、自己の判断により所要の応急措置を行い事後速やかに現場最高指揮者に報告しなければならない。

(関係者の招集)

第79条 現場最高指揮者は、災害状況及び被災対象物の状況を早急に把握するため必要に応じ被災対象物の関係者を指揮本部等に招集するものとする。

第9節 警防活動に付帯する活動

(災害調査)

第80条 第41条第2項第1号に定める災害調査は、次に定める事項について行うものとする。

- (1) 被災対象物の棟別、名称、構造様式、業態及び関係者氏名
- (2) 被災面積、災害状況及び損害額
- (3) 災害発生原因
- (4) 死傷者、被救出者、行方不明者等の氏名、性別、年齢、住所
- (5) 被誘導者の性別、人数
- (6) 傷病者の搬送先及び傷病名、程度
- (7) 災害の推移及びその時刻

- (8) 救助活動の推移及びその時刻
 - (9) 消防部隊の出場状況及び活動状況
 - (10) 前各号以外で災害状況の把握及び警防対策上必要な事項
- 2 災害調査は、本部長又は大隊長の指名した者が、担当するものとする。
- (災害情報収集)
- 第81条 第41条第2項第2号に定める災害情報の収集は、災害状況の観察、関係者及び付近住民等からの事情聴取等により別表第5に掲げる事項について緊急性の高いものから優先して行うものとする。
- 2 災害情報の収集は、現場最高指揮者の指名した者が行うものとする。
- 3 各級指揮者は、前項の規定にかかわらず担当方面の災害情報の収集に配慮し、必要な情報を得たときは、現場最高指揮者に即報しなければならない。
- (災害広報)
- 第82条 第41条第2項第3号に定める災害広報は、次に定める事項について行うものとする。
- (1) 警防活動上の障害排除の広報
 - (2) 住民等の危害防止措置についての広報
 - (3) 警戒区域設定に伴う区域からの退去
 - (4) 火気使用制限又は禁止の広報
 - (5) 出火防止
 - (6) 警防活動経過の広報
 - (7) 前各号以外で、警防活動上又は危害防止上必要な事項
- 2 災害広報は、警防活動に従事している隊員が必要と認めるとき行うものとする。ただし、統一的又は組織的に行うものについては、現場最高指揮者の指示によるものとする。
- (補給)
- 第83条 第41条第2項第4号に定める補給は、長時間にわたる警防活動で燃料、食糧、飲料等の補給を必要と認めるとき行うものとする。
- 2 現場最高指揮者の要請により前項の補給を行うときは、警防本部と連絡を密にして補給を行うものとする。
- 3 警防活動に必要な警防資器材及び消火薬剤等は、現場最高指揮者の要請又は、警防本部の判断により災害現場に搬送するものとする。
- (報道広報)
- 第84条 第41条第2項第5号に定める報道機関への広報は、災害調査結果に基づき警防本部及び現場最高指揮者が指定する場所で行うものとする。
- 2 前項の報道広報は、主に次に定める事項について行うものとする。
- (1) 災害覚知状況
 - (2) 被災対象物の状況
 - (3) 災害状況

- (4) 警防活動の概況
 - (5) 消防行政上の問題点
 - (6) 前各号以外で報道に必要な事項
- 3 報道広報実施にあたっては、特に次の各号に留意しなければならない。
- (1) 実施場所は、警防活動に支障が及ばない位置とすること。
 - (2) 広報事項は、災害調査実施結果の資料から必要事項を選択して行うこと。
 - (3) 災害が長時間にわたるときは、中間発表を行うこと。
 - (4) 広報は、現場最高指揮者があらかじめ指定した者が行うこと。
 - (5) 警察機関等他の機関が広報を並行して行っているときは、広報時間、広報内容、広報手段等について調整すること。

第10節 警防活動監察

(警防活動監察)

第85条 警防活動監察は、副本部長が統括する。

2 警防活動監察は、消防課長が実施する。

(警防活動監察の実施)

第86条 警防活動監察は、警防活動の功労及び問題点を摘出し、警防施策に反映するため、次の各号に定めるところにより実施する。

- (1) 第3出場の火災及び特殊災害については、消防課長が行う。
- (2) 第2出場以下の火災及び副本部長が必要と認める災害については消防課長又は副本部長の指名した者が行う。

(改善措置等)

第87条 副本部長は、警防活動監察の結果、警防対策、警防活動等に改善の必要があると認めるときは、関係署長に対し必要な措置を命ずるものとする。

2 副本部長は、警防活動において功労があったと認める場合は、関係署長に通知するものとする。

第5章 警防活動効果の検討及び研究

第1節 警防活動効果の検討

(警防活動検討会)

第88条 副本部長、大隊長及び中隊長は、警防活動に関する検討会を開催し、将来の警防施策に資さなければならない。

2 前項に定める検討会の種別は、次のとおりとする。

- (1) 本部検討会
- (2) 大隊検討会
- (3) 中隊検討会

3 警防活動検討会に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 警防活動の研究

(警防活動研究会)

第89条 消防課長は、警防知識の修得、警防指揮技術等の向上を図るため警備課長等による研究会を随時開催するものとする。

2 署長は、特異な災害の事例及び研究結果等を素材として研究会を開催し、警防技術の向上、効果的な訓練技術の向上及び警防機器の活用技術の向上を図るものとする。

3 警防活動研究会に関し必要な事項は別に定める。

第6章 特別警戒

(特別警戒)

第90条 署長は、第40条に定める警防情報を知ったとき又は特異な社会現象により災害が発生するおそれがあり通常の警防体制では対応できないと判断し必要と認めたときは、特別警戒を実施するものとする。

2 前項の場合において4署の管轄区域にわたる場合の警戒指揮は、次長の指定する署長とする。ただし、警戒事象の規模その他により特に必要と認める場合は次長とする。

3 署長は、特別警戒の実施に必要な人員を確保するため署外勤務の制限等を行うものとする。

(歳末警戒)

第91条 歳末繁忙期における火災予防及び災害による被害の軽減を図るため歳末警戒を実施するものとする。

2 前項以外に特別警戒を必要とするときは、別に定めるところにより実施するものとする。

第4編 非常警備

第1章 非常警備の実施

(非常警備の実施)

第92条 本部長は、次の各号の一に該当する事象が発生し通常の警防体制で警防活動を実施することが困難と認めるときは、非常警備を実施するものとする。

(1) 特殊災害

(2) 異常気象

(3) 風水雪害

(4) 前各号以外で非常警備を必要とするとき

2 大隊長は、非常警備を実施する必要があると認めるときは本部長の承認を得て行うことができる。

3 本部課長及び大隊長は、非常警備が発令されたときは、通常業務を制限し又は中止し非常警備体制の確立に努めなければならない。

第2章 警防活動組織の強化

(組織の強化)

第93条 非常警備を発令し必要と認めるときは、消防本部内に警防指揮本部を又災害の状況に応じ現地に警防指揮本部を設置して消防部隊を統括する。

2 警防指揮本部は、第32条に定めるところにより災害の状況に応じた活動を行うもの

とする。

3 前項の指揮体制は、第56条又は第57条を準用する。

4 災害現場に警防指揮本部を2箇所以上設けるときの指揮本部長には、警防本部長の指名する大隊長又は本部課長をあてる。

(消防部隊の再編成)

第94条 現地警防指揮本部長は、非常警備発令中の警防活動（以下「非常警備活動」という。）の実施にあたり災害規模等により必要と認めるときは、増強部隊を要請し適宜特設大（中）隊を編成して消防部隊の再編成を行うことができる。この場合における大隊長及び中隊長の指名は、現地警防指揮本部長が行う。

第3章 非常警備活動

(非常警備活動基準)

第95条 非常警備活動の災害防ぎょ手段は、第3編第4章に定める警防行動の例による。

第4章 非常召集

(非常召集の発令及び参集義務)

第96条 特殊災害、異常気象、風水雪害等の大規模な災害が発生し又はその発生が予想され緊急に消防部隊を増強する必要がある場合は、職員に非常召集を発令するものとする。

2 非常召集の発令があったときは、職員はあらゆる手段を用いて速やかに指定された場所に参集しなければならない。

3 非常召集に関し必要な事項は別に定める。

第5編 雑則

(警防機器派遣等の承認)

第97条 署長は、次の各号の一に該当する警防業務を実施するときは、消防長に報告し承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭によることができる。

(1) 警防訓練実施等のため他所属の警防機器の派遣を必要とするとき

(2) 重要な警防情報を発表するとき

(3) 前各号以外で署長が特に必要であると認めたとき

(現場即報)

第98条 現場最高指揮者は、次の事項を本部長又は大隊長に即報するものとする。

(1) 指揮本部を設置したとき（指揮権の移行を含む。）

(2) 災害種別、発生場所及び被災物

(3) 災害の程度及び災害に大きな変化を生じたとき

(4) 災害発生場所周辺の状況

(5) 消防部隊増強の要否

(6) 死傷者の状況

(7) 行方不明者又は要救助者の状況

(8) 重大な警防活動作業を実施したとき又は変更するとき

(9) 住民の財産等に重大な損害を与えたとき

- (10) 警防機器等が故障し任務遂行不能となったとき
 - (11) 消防水利に異常が生じたとき
 - (12) 火災警戒区域を設定したとき
 - (13) 鎮圧、鎮火又は警防活動を終了したとき
 - (14) 前各号以外で必要と認める事項
- (警防活動報告)

第99条 署長は、次の各号の一に該当する警防活動を実施したときは、その状況を速やかに消防長に口頭報告しなければならない。

- (1) 建物で焼損面積100平方メートル以上の火災
 - (2) 建物以外で焼損面積300平方メートル以上の火災
 - (3) 前号以外の火災で特異なもの
 - (4) 火災以外の災害で特異なもの
 - (5) 警防活動効果が顕著であると認めるもの
 - (6) 職員が死傷したとき。ただし、軽易な負傷を除く
 - (7) 死者が発生したとき
 - (8) 公共施設、重要建物に被災があったとき
 - (9) 前各号以外で署長が必要と認めたとき
- (報告)

第100条 署長は、別に定めるもののほか次の各号に定める事項については、消防長に書類で報告しなければならない。

- (1) 警防活動実施結果
- (2) 警防活動中において職員が死傷したとき
- (3) 警防活動実施にあたり住民の財産に重大な損害を与えたとき
- (4) 警防機器が故障したとき。ただし、軽易なものを除く
- (5) 非常警備実施結果
- (6) 特別警戒実施計画及び実施結果
- (7) 歳末警戒実施計画及び実施結果
- (8) 警防活動及び警防業務実績報告（年間）
- (9) 前各号以外で署長が必要と認める事項

附 則

- 1 この規程は、平成8年3月15日から施行する。
- 2 火災出場規程（昭和52年3月15日訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成9年3月27日訓令甲第1号）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月5日訓令甲第3号）

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月24日訓令甲第5号）

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成16年2月10日訓令第8号）

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第41号）

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成20年3月26日訓令第3号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第15号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日訓令第10号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日訓令第9号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日訓令第10号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日訓令第17号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日訓令第1号）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日訓令第20号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日訓令第10号）

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

以下別表第1～8は省略

(5)-1 火災・災害等即報要領（昭和 59 年消防災第 267 号）

即報基準

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が 3 人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災
- g 損害額 1 億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるものの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア） 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの

（イ） 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア） 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ） 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア） 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ） 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ） 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア） 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ） 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア） 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ） 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

(5)-2 直接即報基準

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

(5)-1 の 1 の (2) のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(5)-1 の 1 の (2) のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア (5)-1 の 1 の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

(5)-1 の 1 の (2) のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

(5)-1 の 3 の (1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) (5)-1 の 4 の (2) のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

(6) 災害報告取扱要領（昭和 45 年消防防第 246 号）

昭和 45 年 4 月 10 日

消防防第 246 号消防庁長官

最終改正 令和 5 年 5 月消防庁第 55 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部

災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に住居のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわ

ち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。

- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法

第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(7) 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336M50000008006>

別表第一の三

①消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 34 条の消防信号（別表第一の三）

別表第一の三（第三十四条関係）

消防信号				
方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約八〇メートル以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	約三秒 △ ●— ●—●— V 約二秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—●—●—● (三点)	約五秒 △ ●— ●—●— V 約六秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●—●—●—●—● (二点)		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	● ● ● ● ● (一点)		
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (一点と二点との斑打)		
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	●—●—●—●—● (三点と二点との斑打)	約十秒 △ ●— ●— V 約二秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同右	同右	
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (一点と四点との斑打)	約三十秒 △ ●— ●— V 約六秒	火災警報発令中 赤地に白字 形状及び大きさは、適宜とする。
	火災警報解除信号	● ● ● ●—● ● ● ● ●—● (一点二個と二点との斑打)	約十秒 約一分 △ △ ●— ●— V 約三秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (一点と三点の斑打)	約十五秒 △ ●— ●— V 約六秒	
備考	一 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 二 信号継続時間は、適宜とする。 三 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

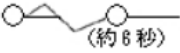
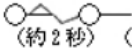
②水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 20 条の水防信号（福井県水防計画より修正
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/suiboukeikaku_d/fil/suiboukeikau.pdf）
 知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

- 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第 3 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○－休－○－休－○－休－○ 一点ずつ	なし
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○ ○－○－○ 三点連打	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止○－休止○－休止○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○ 乱打	約 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 ○－休止○－休止○－休止○－休止
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。	

出典：令和 6 年度福井県水防計画

③気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 13 条の津波標識
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/faq/siren.html>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約 5 秒)  (約 6 秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

出典：気象庁

④津波フラッグ

https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/tsunami_bosai/img/guideline_tsunami_flag.pdf

津波フラッグの仕様及び運用については、予報警報標識規則（以下「標識規則」という。）に以下のとおり定められている。

○旗の色彩： 赤と白の格子模様

赤	白
白	赤

○旗の形： 方形（四角形）

○旗の使用：

- ・津波警報等が発表されたら、その伝達のために直ちに用いる。
- ・津波注意報、津波警報及び大津波警報の伝達はすべて同じ旗で行う。
- ・津波警報等の切り替え及び解除の際は、旗による伝達を行わない。



津波フラッグによる津波警報等の伝達（イメージ）

（（公財）日本ライフセービング協会提供）

なお、令和2年6月24日の標識規則の改正・施行以前に、津波フラッグ以外の旗を用いて津波からの避難を呼びかけていた自治体等については、津波フラッグへの移行期間として、改正・施行後1年間は従前に用いていた旗により津波警報等の伝達を行ってもよい。

出典：「津波フラッグ」による津波警報等の伝達に関するガイドライン（気象庁）

(8) 災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 3 月 1 日

条例第 68 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては 500 万円とし、その他の場合にあっては 250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第 9 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第 9 条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間が、おおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
 - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円
 - イ 住居が半壊した場合 170 万円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250 万円
 - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。
- (保証人及び利率)
- 第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 法第 10 条第 4 項の条例で定める率は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては年 1.5 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。
- (償還等)
- 第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。
- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。
- (委任)
- 第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に芦原町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年芦原町条例第 21 号)又は金津町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年金津町条例第 8 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処

分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあわら市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 25 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(9) あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 16 年 3 月 1 日

規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、あわら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年あわら市条例第 68 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を出させるものとする。

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
 - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- （調査）
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
- （貸付けの決定）
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に交付するものとする。
- （借用書の提出）
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた借入申込者は、速やかに、災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号。以下「借用書」という。）に、自己の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、自己及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。
- （貸付金の交付）
- 第10条 市長は、前条の借用書を受領したときは、借入申込者に貸付金を交付するものとする。
- （償還の完了）
- 第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。
- （繰上償還の申出）
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。
- （償還金の支払猶予）
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。
（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。
（償還金の免除）

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。
（督促）

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、氏名等変更届（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のあわら市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年 9 月 25 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日規則第 13 号の 2）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(10) 福井県災害ボランティアセンター連絡会開催要綱（福井県地域防災計画資料編）

（設置）

第 1 条 県災害対策本部が設置される大規模災害が発生した際などに、災害ボランティアの活動拠点として設置される「災害ボランティアセンター」（以下「センター」という。）の設置および運営に関する基本事項を協議・決定し、また、平常時において、構成団体相互間の連携・協力関係の推進等に努めるなど、災害時における迅速かつ的確な対策の実施に資するため、「福井県災害ボランティアセンター連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催する。

（所掌事務）

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事務を行なう。

- (1) センターの設置・運営に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動を円滑に行なうための構成団体相互間の情報交換および交流に関すること。
- (3) その他、センター活動の推進に関すること。

（構成）

第 3 条 連絡会は別表に掲げる団体で構成する。

（会議）

- 第 4 条 連絡会に座長を置き、座長は社会福祉法人福井県社会福祉協議会専務理事とする。
- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。
 - 3 会議は、県からの要請を踏まえ、または必要に応じて座長が招集する。

（事務局）

第 5 条 連絡会の事務局は、総務部男女参画・県民活動課において行なう。

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 25 年 3 月 22 日から施行する。